

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 2
- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示【上下水道局下水道部下水道計画課】 3
- 調達契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室DX推進課】 4

北九州市公告第766号

福岡県知事から北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年10月28日

北九州市長 武内和久

北九州市公告第767号

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示（令和6年福岡県告示第655号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月28日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画事業の種類
下水道事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
北九州公共下水道	北九州市小倉南区湯川三丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目、津田四丁目及び津田五丁目の各一部

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において縦覧に供している。

北九州市公告第769号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月28日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 業務名 令和6年度基幹業務システム統一・標準化全体移行計画等作成支援業務
- (2) 業務の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月21日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市デジタル市役所推進室DX推進課 他
- (5) 入札方法
 - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - イ 郵送による入札を認める。
 - ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - エ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室DX推進課

イ 期間 この公告の日から令和6年11月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室DX推進課に連絡すること。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和6年11月1日 午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は第1号アの場所にこの公告の日から令和6年10月31日までの毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年10月31日の午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和6年11月6日午後5時までに必着のこと。

なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和6年11月7日 午後4時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室DX推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2895